

## 平成 25 年度 財政健全化審査意見書

### 第 1 審査の概要

#### 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の方法

この財政健全化審査は、大台町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記 (単位 : %)

健全化判断比率	23 年度	24 年度	25 年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	—	—	15.0	
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0	
③実質公債費比率	13.5	12.7	12.0	25.0	3か年平均
④将来負担比率	45.8	50.6	49.5	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字でない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

#### 2 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

平成 25 年度の実質収支は黒字となっており、早期健全化基準を下回っている。

##### ② 連結実質赤字比率について

平成 25 年度の連結実質収支は黒字となっており、早期健全化基準を下回っている。

##### ③ 実質公債費比率について

平成 25 年度の実質公債費比率は 12.0% となっており、早期健全化基準の 25.0% と比較するとこれを下回っている。また、平成 24 年度数値の 12.7% と比較した場合でもこれを下回っている。

引き続き、町債の借入れには十分注意をされたい。

##### ④ 将来負担比率について

平成 25 年度の将来負担比率は、24 年度より 1.1 ポイント減少し 49.5% で早期健全化基準を下回っている。

#### 3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の 4 指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、平成 25 年度決算について指摘すべき事項は特にない。